
第 8 章 医療人材の確保と資質の向上

医療人材については、県民が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保と資質の向上に取り組めます。

また、タスクシフト・タスクシェアなどにより、医療従事者がいきいきと働くことができる職場づくりを推進します。

第 1 節 医師

医師については、不足や地域偏在などの諸課題に対応する必要があることから、平成 30 年 7 月に医療法が一部改正され、医師の確保に関する事項を各都道府県が定める医療計画の一部として定めることになりました。

県内の医師数は、福井医科大学（現在の福井大学医学部）の開学およびその卒業生の輩出等により年々増加し、平成 28 年の 2,002 人から令和 2 年末現在では 2,074 人（うち医療施設に従事している医師数は 1,978 人）となっています。

福井県医師確保計画（計画期間 令和 2 年度～令和 5 年度）に定めた医師少数区域への派遣目標数は達成していますが、医療機関別や診療科別では、要請と派遣のミスマッチが見られ、引き続き、医師確保、医師派遣の取り組みが必要です。

また、産科と小児科については、政策医療の観点や医師が長時間労働となる傾向があることなどから、個別に対策を定めることが必要です。

詳細は、別冊の「福井県医師確保計画」において定めます。

第2節 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士

I 現状と課題

令和2年末現在の歯科医師数は、465人であり、ほとんどが医療施設に従事している歯科医師（461人）です。

人口10万人当たりの医療施設従事歯科医師数は60.1人で、全国の82.5人を下回っているものの、全国を上回る伸び率で増加しています。

診療に従事しようとする歯科医師は1年間の臨床研修が必修となっており、令和5年12月現在、県内で3医療機関*が研修施設に指定されています。

*3医療機関

福井大学医学部附属病院、福井赤十字病院、福井総合クリニック

就業歯科衛生士数は、令和4年末現在で734人となっており、平成28年度から36人（5.2%）増加しています。

また、県内の人口10万人当たりの就業歯科衛生士数は97.5人と全国の116.2人を下回っています。

高齢者の増加や医療ニーズの変化に伴い、予防処置、在宅診療、介護予防等、歯科衛生士の担う業務が多様化、高度化しており、歯科衛生士に対する資質の向上が求められており、今後、活躍の場が在宅医療にまで広がることが予想されることから、歯科衛生士の確保が課題となっています。

一方、就業歯科技工士数は、令和4年末現在で243人となっており、人口10万人当たりでは32.3人と全国の26.4人を上回っているものの、平成28年から25人（9.4%減）減少しています。

高齢化の進展や歯科医療技術の向上、医療ニーズの変化に伴い、CAD等の新しい技術や在宅歯科医療に対応できる資質の高い歯科技工士が求められており、県内に養成所がないことから将来的な歯科技工士の確保が課題となっています。

歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士数の推移

		H28	H30	R2	R4
歯科医師数(人)		434	445	465	R6.2 公表予定
医療施設に従事する歯科医師数		428	441	461	
人口10万人当たり	福井県	54.7	57.0	60.1	
医療施設従事歯科医師数	全国	80.0	80.5	82.5	
就業歯科衛生士数(人)		698	734	749	734
人口10万人当たり	福井県	89.3	94.8	97.7	97.5
就業歯科衛生士数	全国	97.6	104.9	113.2	116.2
就業歯科技工士数(人)		268	270	249	243
人口10万人当たり	福井県	34.3	34.9	32.5	32.3
就業歯科技工士数	全国	27.3	27.3	27.6	26.4

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」、「衛生行政報告例」

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 多様なニーズに対応できる歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上
- 歯科衛生士・歯科技工士の確保

【施策の内容】

1 多様なニーズに対応できる歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上
〔県、関係団体〕

関係団体と協力しながら、県民の健康維持に重要な口腔衛生に関する研修に取り組み、歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士の資質の向上を図ります。

2 歯科衛生士・歯科技工士の確保〔県、関係団体〕

関係団体と協力しながら、中高生に歯科衛生士、歯科技工士の魅力を発信し学生の確保を図るとともに、県内外に進学した学生に対して県内医療機関等の情報を提供するなど県内就業を促進します。

歯科衛生士養成所入学定員数（令和5年4月現在）

学校名	定員
福井歯科専門学校	30

第3節 薬剤師

I 現状と課題

令和2年末現在の本県の薬剤師数は1,489人であり、人口10万人当たりでは、194.2人となっており、全国平均の255.2人を下回っています。

そのうち、「薬局・医療施設の従事者」が1,204人（80.1%）と過半数を占めており、人口10万人当たりでは157.0人となっています。薬局・医療施設の従事薬剤師数は着実に増加していますが、全国平均198.6人を大きく下回る状況となっています。

全国的な偏在状況を統一的、客観的にとらえるため、厚生労働省より令和4年度現在における一定の仮定に基づく「薬剤師偏在指標」が示され、目標年次（2036年（令和18年））において到達すべき薬剤師偏在指標の水準として、「目標偏在指標」が設定されました。目標偏在指標は、「調整薬剤師労働時間」と「病院・薬局における薬剤師の業務量」が等しくなる時、すなわち「1.0」と定義されています（出典 厚生労働省「薬剤師確保ガイドラインについて」（令和5年6月9日））。

国ガイドラインにおいては、目標偏在指標より高い二次医療圏及び都道府県を「薬剤師多数区域」及び「薬剤師多数都道府県」、低い二次医療圏及び都道府県のうち上位二分の一を「薬剤師少数でも多数でもない区域」及び「薬剤師少数でも多数でもない都道府県」、下位二分の一を「薬剤師少数区域」及び「薬剤師少数都道府県」と定義されています。

令和4年度時点の薬剤師偏在指標について、福井県においては、地域別偏在指標が0.74と全都道府県ベースの0.99を大きく下回っており、薬剤師少数都道府県となっています。

また、二次医療圏別に現在の薬剤師偏在指標を比較した場合、地域における偏りがみられ、福井・坂井以外の二次医療圏が少数区域となっています。

薬剤師偏在指標の結果を踏まえ、県内医療機関、薬局の薬剤師充足状況の実態を確認するため、令和5年度に薬剤師求人状況等調査を実施し、県内医療機関、薬局あて求人数に対しての採用充足率を調査したところ、医療機関においては28.3%、薬局においては48.3%との回答であり、特に医療機関において薬剤師確保に苦慮している状況となっています。

近年、医療技術の進展とともに薬物療法が高度化しており、病院など医療機関においては、医療の質の向上及び医療安全の確保から、チーム医療において薬剤の専門家である薬剤師が薬物療法に参加することが必要となっています。

また、在宅医療など地域においても、薬剤に関する薬剤師の幅広い知識が必要とされるとともに、患者・住民が安心して薬や健康に関して相談できるよう、薬局においては患者の心理等にも適切に配慮して相談に傾聴し、平易でわかりやすい情報提供・説明を心がける薬剤師の存在が不可欠となっています。

そのため病院および薬局に勤務する薬剤師の確保を図るとともに資質の向上が必要となっています。

薬剤師数の推移

		H22	H24	H26	H28	H30	R2
薬局従事薬剤師数(人)		568	654	723	736	759	794
医療施設従事薬剤師数(人)		376	372	387	399	419	410
その他(人)		380	353	343	291	288	285
合 計(人)		1,324	1,369	1,453	1,426	1,466	1,489
薬剤師数 (人口10万人当たり)	福井県	164.2	171.3	183.9	182.4	189.4	194.2
	全 国	215.9	219.6	226.7	237.4	246.2	255.2
薬局・医療施設従事薬剤師数 (人口10万人当たり)	福井県	117.1	128.4	140.5	145.1	152.2	157.0
	全 国	154.3	161.3	170.0	181.3	190.1	198.6

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

地域別薬剤師偏在指標

	薬剤師偏在指標	区域
福井県	0.74	薬剤師少数都道府県
(参考) 全国平均	0.99	—

厚生労働省「薬剤師偏在指標」

二次医療圏別薬剤師偏在指標

二次医療圏別	薬剤師偏在指標	区域
福井・坂井	0.83	少数でも多数でもない区域
奥越	0.57	少数区域
丹南	0.62	少数区域
嶺南	0.66	少数区域

厚生労働省「薬剤師偏在指標」

医療機関、薬局の求人数に対しての採用充足率

	R3	R4	R5
病院	32.1%	38.7%	28.3%
薬局	51.4%	61.8%	48.3%
計	40.0%	46.9%	34.8%

県「令和5年度薬剤師求人状況等調査」

今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- チーム医療・在宅医療に必要な薬剤師の確保
- 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上

【施策の内容】

1 チーム医療・在宅医療に必要な薬剤師の確保〔県、薬剤師会〕

医療機関でのチーム医療や在宅医療への対応のため、県薬剤師会と協力し、中・高校生等に対し、職場体験の実施やセミナーを開催し、薬剤師を目指す学生の確保を図ります。

また、薬学部に進学した学生に就職情報等を発信し、薬学生の県内の就業を促進するとともに、未就業薬剤師の把握や就業促進を図り薬剤師の確保に努めます。

さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師確保奨学金返還支援事業を新たに実施し、薬剤師確保に苦慮している地域の公立・公的病院における薬剤師確保に努めます。

2 医療の担い手としての薬剤師の資質の向上〔県、薬剤師会〕

コミュニケーション能力の向上や、薬物療法における薬剤の専門家としての必要な知識の習得のために、県薬剤師会が実施する薬剤師の資質の向上を目的とする研修会等に協力します。

薬局の機能向上を推進するため、在宅医療など薬局外での活動、地域包括ケアにおける取組の求めにも対応できるよう、各種疾患を設定できる全身モデルを用いシミュレーショントレーニングを実施するなど薬剤師の資質の向上研修の充実を図ります。

【評価指標】

項目	現状値 (R2)	目標値 (R8)	出典
病院薬剤師数	410 人	440 人	厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

※上記目標の他、定期的に病院および薬局薬剤師の充足数について実態調査を実施し、地域の医療提供体制等をふまえ、実情に応じた薬剤師確保を検討する。

第4節 看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）

I 現状と課題

（1）看護職の育成・就業状況

県内の看護職員の就業者数は、令和4年末現在、12,845人であり、平成24年末からの10年間で約12%、1,320人増加しています。

職種別では、保健師・助産師・看護師は増加する一方、准看護師は減少しており、今後も減少が続くと見込まれます。

人口10万人あたりでは、看護職全体では1,705.8人（全国1,332人〔14位〕）となっており、全国を約30%上回っています。また、全ての職種でそれぞれの全国の数値を上回っています。

医療圏別では、福井・坂井医療圏および嶺南医療圏では全国を大きく上回っていますが、奥越医療圏および丹南医療圏では全国を下回っています。

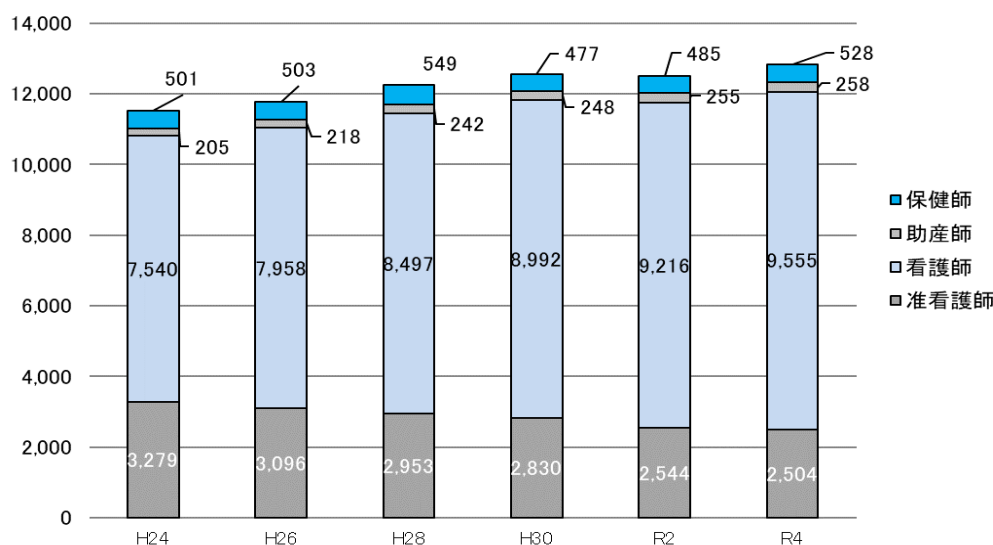
看護職員の就業場所では、病院および診療所に70.2%と、全体に占める割合が逡減する一方、介護保険関係施設15.4%、訪問看護ステーションは4.3%と増加傾向です。

就業看護職員数の推移

（単位：人）

	H24年	H26年	H28年	H30年	R2年	R4年	増減
保健師	501	503	549	477	485	528	+27(+5.4%)
助産師	205	218	242	248	255	258	+53(+25.9%)
看護師	7,540	7,958	8,497	8,992	9,216	9,555	+2,015(+26.7%)
准看護師	3,279	3,096	2,953	2,830	2,544	2,504	△775(△23.6%)
計	11,525	11,775	12,241	12,547	12,500	12,845	+1,320(+11.5%)

就業看護職員数の推移



（各年12月末現在 厚生労働省「衛生行政報告例」）

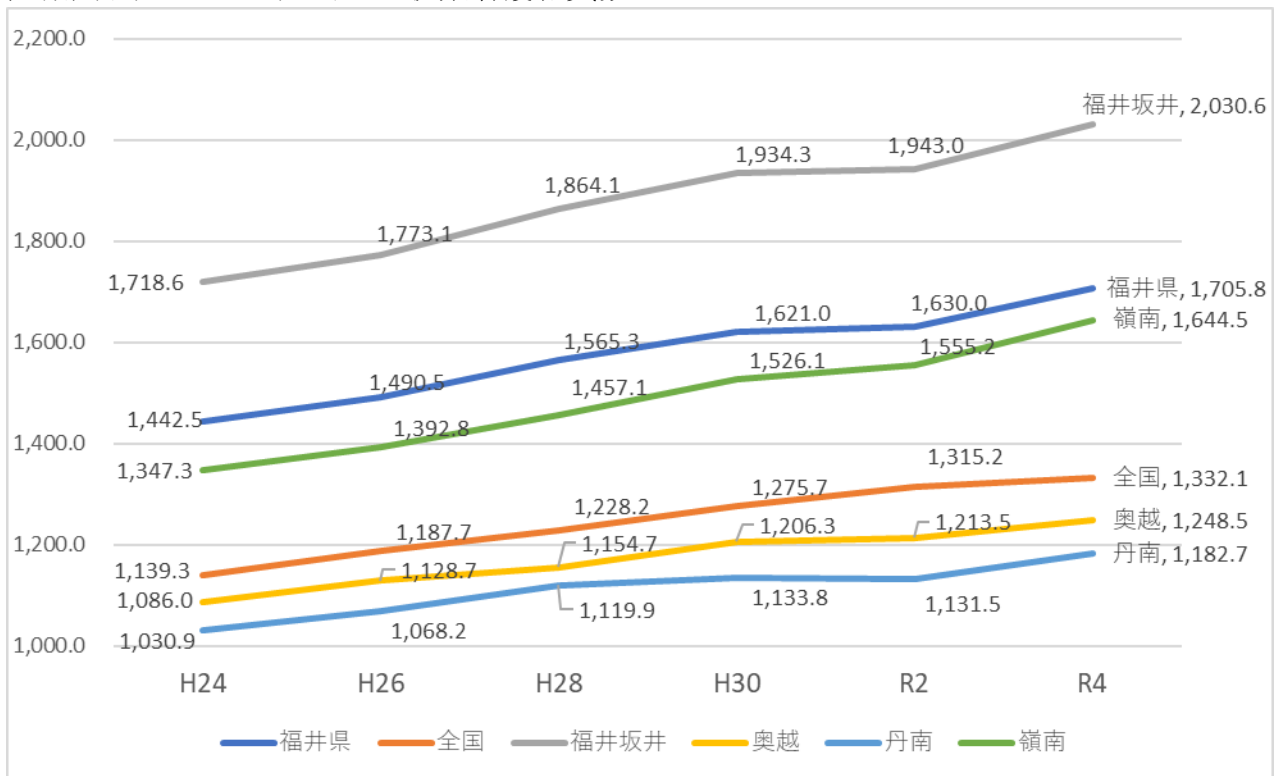
第8章 医療人材の確保と資質の向上（第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師）

人口10万人当たり就業看護職員数

	第7次医療計画時点（H28.12月末）			第8次医療計画時点（R4.12月末）		
	福井県（人）	全国（人）	福井県/全国（%）	福井県（人）	全国（人）	福井県/全国（%）
保健師	70.2	40.4	173.8	70.1	48.3	145.1
助産師	30.9	28.2	109.6	34.3	30.5	112.5
看護師	1,086.6	905.5	120.0	1,268.9	1,049.8	120.9
准看護師	377.6	254.6	148.3	332.5	203.5	163.4
計	1,565.3	1,228.6	127.4	1,705.8	1,332.1	128.1

（平成28年、令和4年12月末現在 厚生労働省「衛生行政報告例」）

医療圏別人口10万人当たり就業看護職員数



（厚生労働省「衛生行政報告例」）

就業場所別看護職員数（R4）

（単位：人）

	病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	保健所	市町	事業所	看護師等養成施設	その他	計
看護職員(人)	7,280	1,733	24	558	1,981	347	132	357	128	180	125	12,845
構成比(%)R4	56.7	13.5	0.2	4.3	15.4	2.7	1.0	2.8	1.0	1.4	1.0	100.0
構成比(%)H28	61.9	13.6	0.2	3.6	13.0	1.6	0.5	2.7	0.7	1.4	0.8	100.0

（厚生労働省「衛生行政報告例」）

県内の看護職員養成機関は、令和5年現在で9校あり、1学年の入学定員は420人となっています。令和4年度の卒業生のうち、看護職として就職した者の県内就業割合は66.3%で、ここ5年はおおむね横ばいとなっています。

また、就業先は、規模の大きい病院を希望する卒業生が多い傾向となっています

（地域医療課「入学卒業状況調査」より）。

看護師等学校養成所

（令和5年4月現在）

学校名	
福井大学医学部看護学科	福井県立看護専門学校
福井県立大学看護福祉学部看護学科	武生看護専門学校
敦賀市立看護大学看護学部看護学科	公立若狭高等看護学院
福井医療大学保健医療学部看護学科	福井市医師会看護専門学校
福井工業大学附属福井高等学校衛生看護科	

看護師等学校養成所新卒者の就業状況

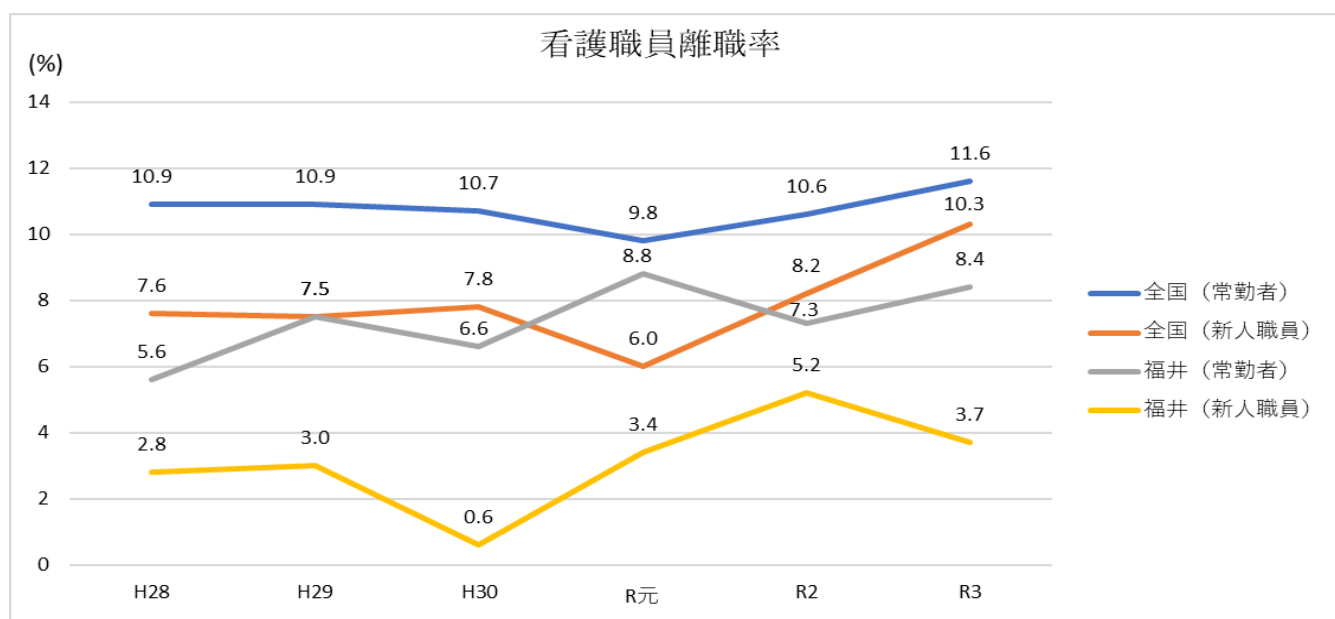
（単位：人）

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
卒業者数（人）	389	328	394	377	393
看護職として就業（人）（a）	361	300	364	350	359
県内就業者（b）	236	180	246	237	238
（県内就業率 b/a）	（65.4%）	（60.0%）	（67.6%）	（67.7%）	（66.3%）

（地域医療課「入学卒業状況調査」）

県内医療機関における離職率は8.4%（令和4年度、全国11.6%）、新卒看護職員の離職率は3.7%（全国10.3%）となっており、全国を下回って推移しています。

離職理由では、結婚、転居および妊娠・出産が原因の離職が多く、また、近年では職場の人間関係に起因する離職が増えています。



日本看護協会「病院看護実態調査」

看護職員の再就業状況をみると、令和4年度のナースセンターにおける求人・求

第8章 医療人材の確保と資質の向上（第4節 保健師・助産師・看護師・准看護師）

職相談件数は1,871件、就労あっせんによる再就業者は326人となっています。

県ナースセンター活動実績

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
求人求職・相談件数	1,846件	1,552件	1,852件	1,871件
再就業者	293人	206人	515人	326人

（福井県ナースセンター月例報告）

（2）看護職員の資質向上

平成27年から始まった看護師の特定行為制度では、県内3機関が研修機関として厚生労働大臣の指定を受けています。県内の特定行為研修修了者は、令和4年末時点で67人となっています。

また、認定看護師および専門看護師も全国トップクラスの人数となっています。

研修機関（令和5年4月時点）

	研修機関	課程
認定看護師	福井大学大学院	呼吸器疾患、認知症、感染管理（R5～）
専門看護師	福井大学大学院	がん看護、老人看護、災害看護
特定行為研修	福井大学大学院、福井医療大学、市立敦賀病院	

専門性の高い看護師の状況

	認定看護師（R5.1）		専門看護師（R5.1）		特定行為研修修了者（R4.12）	
	人数	10万人当たり	人数	10万人当たり	人数	10万人当たり
全国	22,867	18.1	3,096	2.5	6,657	5.3
福井県	224	29.2 (全国3位)	26	3.4 (全国6位)	67	8.9 (全国9位)

（認定看護師、専門看護師数：公益社団法人日本看護協会）

（特定行為研修修了看護師数：厚生労働省「衛生行政報告例」）

※特定行為：気管カニューレの交換や中心静脈カテーテルの抜去などの診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力および判断力、高度かつ専門的な知識および技能が特に必要とされる行為

※認定看護師：特定の看護分野において水準の高い看護技術を実践できる者

※専門看護師：複雑で解決困難な看護問題を持つ個人や集団に対して水準の高い看護ケアを提供するための特定の専門看護分野の知識及び技術を深めた者

（3）課題

2025年（令和7年）における県内の看護職員需給推計（厚生労働省が定めた推計ツールを用いて試算）では、看護職員の需要数は13,202人、供給数は13,013人となる見通しであり、189人の不足が見込まれます。

特に、看護職が不足する地域や中小医療機関、在宅分野、さらに助産師などの人

材を確保していく必要があります。

また、安全・安心で質の高い医療の提供や予防対策、新たな健康課題や複雑多様化する保健・医療ニーズに対応できる質の高い看護職員についても、医療機関や施設等をはじめ、養成機関や看護協会等の関係団体、行政機関の連携・協力により、育成・確保を図ることも重要です。

さらに、確保・育成した看護職員が継続して働いて行けるよう、その負担軽減と離職防止に向けて、タスクシフト・タスクシェアなどの勤務環境改善を進める必要があります。

Ⅱ 今後目指すべき方向

施策の基本的方向

- 看護職員となる人材の育成
- 県内での就業と定着の促進
- 離職の防止
- 看護職員としての資質向上

【施策の内容】

1 看護職員となる人材の養成〔県、県看護協会、養成機関〕

高校生等を対象とした一日看護体験や看護大学生体験を実施するとともに、看護職の魅力伝える講演会を開催します。また、看護職の魅力や県内医療機関の奨学金制度をとりまとめて高校生に発信するなど、看護職を目指す学生の確保を図ります。

民間の看護師養成所の運営を支援するとともに、看護教員の資質向上や実習指導者の養成確保により、看護基礎教育の充実強化に努めます。

2 県内での就業と定着の促進〔県、県看護協会〕

県内中小医療機関等を対象に採用力強化研修を実施するとともに、インターンシップ事業の実施や先輩看護師による相談会、合同就職説明会を開催します。また、養成機関等が行う看護学生の県内就業のための取組みを支援します。

さらに、今後需要増加が見込まれる訪問看護および在宅医療の分野における人材確保を強化するとともに、県立看護専門学校に設けている地域枠を活用し、看護師不足地域の人材確保を図ります。

このほか、看護職員を目指す中高生、看護学生、就業者および離職者に対し、SNS等を活用して県内の学校・医療機関等の情報を発信する看護情報総合ポータルサイトの構築を検討します。

また、分娩を取扱う医療機関の間で、助産師の出向や受入れを行うシステムの構築を検討し、助産師の地域偏在、施設偏在の緩和、実践能力の強化を目指します。

ナースセンターでは、オンラインも含めた相談体制を整え、看護職特有の勤務環境等を踏まえたきめ細かい対応を行うことにより、求人施設と求職者を仲立ちし、

就労あっせんを進めます。

加えて、ナースセンター嶺南サテライトにおける就業相談や、ハローワークと連携した合同出張相談の実施、潜在看護職員を対象とする説明会や再就業講習会の開催などにより、看護職の確保に努めるほか、離職した看護職員の届出制度などの活用により、潜在看護職員の把握に努めます。

3 離職の防止〔県、県看護協会、県医師会、医療機関〕

看護職員が子育てしながら働き続けられるよう、院内保育所の運営支援や医療の職場づくり支援センターによるアドバイザーの派遣、セミナーの開催のほか、「ふく育さん」等の県の子育て施策の周知活用等を通して、看護職員の勤務環境改善を図り、離職防止に努めます。

新人看護職員ガイドラインに沿った研修会や看護管理者向けの研修会を開催し、医療機関等における新人看護職員の早期離職を防止します。

また、看護協会内に設置したメンタルヘルス相談窓口を積極的に周知し、専門家に気軽に相談できる体制を整備します。

さらに、看護職員の負担の軽減を図るとともに、質の高い看護サービスを効率的に提供するため、看護補助者の確保を推進します。

4 看護職員としての資質向上〔県、県看護協会、県医師会、看護大学、医療機関〕

県看護協会、県医師会、看護系大学等と連携し、専門分野別や病院の規模別、新任期・管理期等キャリアに応じた研修、さらに、訪問看護や在宅医療における研修など体系的に行い、保健・医療・福祉の各分野において質の高い看護職員の育成に努めます。

専門性の高い看護を提供するため、認定看護師や専門看護師の確保に努めるとともに、認定看護師等による中小規模病院・社会福祉施設等への出前講座を行います。

また、特定行為研修修了看護師について、在宅・慢性期領域の就業者数や新興感染症等の有事に対応可能な就業者数、看護の質向上とタスク・シフト/シェアに資する就業者数などを考慮し、2029年度までに226名確保することを目標として、育成・確保をさらに進め、今後も全国トップ水準の修了者数を維持します（令和4年末 人口当たり修了看護師数全国9位）。

第5節 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

I 現状と課題

令和2年現在の本県の病院に勤務する理学療法士数は499人であり、人口10万人当たりでは、65.4人となっており、全国の66.9人を下回っていますが、近年増加傾向です。

同様に、作業療法士数は337.5人であり、人口10万人当たりでは、44.3人となっており、全国の37.9人を上回っています。

言語聴覚士数は123.8人であり、人口10万人当たりでは、16.2人となっており、全国の13.3人を上回っています。

今後、高齢化が進む中、身体的、精神的に多種多様な困難を抱え、リハビリテーションを必要とする患者や予防が必要な人が増加することが見込まれます。また、患者ができる限り早く社会に復帰し、住み慣れた地域で暮らせるよう地域包括ケアシステムを推進していくためには、入院中から在宅生活を見据えたリハビリテーションの介入や介護予防を行う人材の育成、地域全体で支えていく仕組み、県民全体への予防活動がより一層求められることとなり、理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の役割がますます重要になります。

病院の従事者数

		H28	R2
理学療法士数（人）		491.6	499
人口10万人当たり理学療法士数（人）	福井県	62.9	65.4
	全国	58.5	66.9
作業療法士数（人）		336.5	337.5
人口10万人当たり作業療法士数（人）	福井県	43.0	44.3
	全国	34.6	37.9
言語聴覚士数（人）		127.2	123.8
人口10万人当たり言語聴覚士数（人）	福井県	16.3	16.2
	全国	11.9	13.3

（※人数は常勤換算の数）

（平成28年：病院報告、令和2年：医療施設静態調査）

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上
- 養成施設における教育の充実と人材確保

【施策の内容】

1 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の資質の向上〔県、各協会〕

県理学療法士会、県作業療法士会および県言語聴覚士会と協力し、県民の幅広いニーズに対応するための資質の向上やリハビリテーションを支える職種間の連携強化、タスクシフト・タスクシェアの推進に向けた取組みの充実を図ります。

2 養成施設における教育の充実と人材確保

養成施設の充実が図られるよう、必要に応じて関係機関と協力し、適切な運営を指導します。

関係団体や養成施設と協力し、県内外の養成施設に進学した学生や県外就業した人に対し、県内医療機関の情報を発信するなど、U I ターンや県内就業を促進します。

理学療法士等養成所入学定員数（令和5年4月現在）

学校名	定員（理学療法士）	定員（作業療法士）	定員（言語聴覚士）
福井医療大学保健医療学部リハビリテーション学科	50	40	30
若狭医療福祉専門学校	40	—	—

第 6 節 診療放射線技師・診療エックス線技師

I 現状と課題

令和 2 年現在の本県の病院に勤務する診療放射線技師数・診療エックス線技師数は 334.8 人であり、人口 10 万人当たり、43.9 人となっており、全国の 35.9 人を上回っています。

今後、医療技術の進歩や働き方改革の推進に伴うタスクシフト・タスクシェアによる診療放射線業務の高度化、多様化が進む中で、高い能力をもった診療放射線技師の確保と、より一層の資質向上が求められます。

病院に勤務する診療放射線技師・診療エックス線技師数

		H28	R2
従事者数（人）		325.8	334.8
人口 10 万人当たり（人）	福井県	41.7	43.9
	全国	35.1	35.9

（※人数は、常勤換算の数）

（平成 28 年：病院報告、令和 2 年：医療施設静態調査）

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 診療放射線技師の確保
- 診療放射線技師・診療エックス線技師の資質の向上

【施策の内容】

1 診療放射線技師の確保〔県、関係団体〕

放射線技師を養成する医療技術系大学等を通じて、必要な診療放射線技師の確保に努めます。

2 診療放射線技師・診療エックス線技師の資質の向上〔県、関係団体〕

日本診療放射線技師会等の協力を得て、高度化、多様化する業務に対応するための資質の向上を図ります。

第 7 節 管理栄養士・栄養士

I 現状と課題

管理栄養士・栄養士は健康の維持・増進のための食生活に関する専門的知識および技術を有する者であり、医療機関においては患者の栄養管理や栄養指導、県や市町においては地域住民の健康づくりや食環境整備を行い、生活習慣病の発症予防や重症化予防および疾病の治療に重要な役割を担っています。

特に医療機関では、栄養管理体制の確保が入院基本料算定の要件となっており、入院患者の栄養管理・指導、栄養サポートチーム（NST）や糖尿病透析予防チームなどのチーム医療への参画など、治療効果を高める栄養療法を行う専門家として、管理栄養士の必要性が高まっています。こうした中、令和 4 年度診療報酬改定では、特定機能病院における管理栄養士の病棟配置を評価する「入院栄養管理体制加算」のほか、「周術期栄養管理実施加算」が新設されるなど、患者の病態・状態に応じた栄養管理が求められています。

さらに、入院から在宅まで切れ目のない栄養管理を提供するため、入院医療機関と介護・福祉施設等を含む在宅医療に係る機関との連携強化も図られています。

本県の医療機関に勤務する管理栄養士数は、人口 10 万人当たり 27.0 人と全国水準 17.8 人を上回っています。また、常勤の管理栄養士数は、1 医療機関（平均 155 床）当たり 3.1 人と増加傾向でもあります。医療機関における栄養管理のさらなる推進と今後需要の増加が見込まれる在宅療養者への適切な栄養管理に向け、引き続き、医療機関における配置の充実と、専門性の高い管理栄養士の確保・育成を行うことが必要です。

また、市町においては、地域住民に対し、栄養・食生活および運動に関する適切な情報を提供し、生活習慣病の発症予防や重症化予防、高齢者の低栄養予防や改善のための施策を進める専門職として、管理栄養士・栄養士の役割は重要です。

県内市町の保健衛生部門に管理栄養士・栄養士が配置されているところは 15 市町で、2 町で未配置となっています（令和 5 年 6 月 1 日時点）。

一方、県内の管理栄養士養成施設は現在 1 施設となっており、今後も、多様化するニーズに対応できる質の高い管理栄養士・栄養士の養成と確保を図る必要があります。

医療機関（病院）に従事する管理栄養士・栄養士数 （単位：人）

		H23	H26	H29	R2	全国（R2）
管理栄養士	従事者数	172.5	192.1	205.6	206.7	22,475.5
	人口10万人当たり	21.5	24.3	26.4	27.0	17.8
栄養士	従事者数	74.0	58.4	42.7	36.2	4,444.8
	人口10万人当たり	9.2	7.4	5.5	4.7	3.5

※ 人数は常勤換算の数 厚生労働省「医療施設調査・病院報告」

1 医療機関（病院）当たりの管理栄養士・栄養士数 （単位：人、床）

	H23	H26	H29	R2	全国（R2）
管理栄養士	2.4	2.7	3.0	3.1	2.8
栄養士	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5
平均病床数	158.1	158.6	160.5	155.0	183.0

※ 人数は常勤換算の数 厚生労働省「医療施設調査・病院報告」

管理栄養士養成施設入学定員数（令和6年4月現在）

学校名	定員	備考
仁愛大学人間生活学部健康栄養学科	75	管理栄養士受験資格含む

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 入院患者に対する適切な栄養管理の推進
- 在宅療養者に対する適切な栄養管理の推進
- 地域における健康づくり・栄養改善の取組みの推進
- 医療機関に従事する管理栄養士の配置の充実と資質の向上

【施策の内容】

1 入院患者に対する適切な栄養管理の推進〔県、栄養士会〕

県は、保健所が医療機関に対して実施する給食施設指導を通じ、患者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等に基づいた適切な栄養管理と食事の提供が図られるよう、技術的な指導および助言を行います。

また、医療機関等の管理栄養士を対象とした研修会などを通じ、入院医療機関と介護・福祉施設等を含む在宅医療に関する機関と医療機関との連携強化を図ります。

2 在宅療養者に対する適切な栄養管理の推進〔県、栄養士会〕

医療機関が行う訪問栄養食事指導を推進するほか、福井県栄養士会が設置した「栄養ケア・ステーション」内の「在宅栄養管理・食事支援センター」の取組みを支援します。

3 地域における健康づくり・栄養改善の取組みの推進〔県、栄養士会〕

福井県栄養士会の「栄養ケア・ステーション」と連携し、食環境づくりの推進を行うとともに、地域に密着した栄養相談を充実させ、生涯を通じた健康づくり・栄養改善に関する事業が円滑かつ適切に実施できるよう支援します。

4 医療機関に従事する管理栄養士の配置の充実と資質の向上

〔県、栄養士会〕

入院・外来患者の栄養管理、栄養食事指導において患者の病態・状態に応じた栄養管理を実施するとともに、今後さらに必要性が増す在宅療養者の栄養管理を進めるため、引き続き、管理栄養士の配置の充実と育成研修等による専門性の高い管理栄養士の確保・資質の向上を図ります。

第8節 柔道整復師

I 現状と課題

令和4年末現在の本県の柔道整復師数は346人であり、人口10万人当たり、45.9人となっており、全国の63.1人を下回っていますが、近年、増加傾向にあります。

柔道整復師は、その多くが地域で「整骨院・接骨院」を開業しており、骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷など運動器に発生したけがへの施術を行っています。今後、介護予防や健康づくり、機能訓練など「地域包括ケアシステム」の充実を図るうえで、柔道整復師の役割がますます重要となります。

柔道整復師数の推移

		H28	H30	R2	R4
柔道整復師数（人）		335	337	341	346
人口10万人当たり	福井県	42.8	43.5	44.5	45.9
	全国	53.7	57.7	60.1	63.1

（厚生労働省「衛生行政報告例」）

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

○健康維持、予防活動など多様なニーズに対応できる柔道整復師の資質の向上

【施策の内容】

1 柔道整復師の資質の向上〔県、関係団体〕

（公社）福井県柔道整復師会等と協力しながら、柔道整復師の資質の向上に向けた生涯教育の充実を図るとともに、柔道整復師間の連携や医療・介護関係者など多職種との連携を図ることで、地域包括ケアシステムの中で柔道整復師としての専門性を活かした施術や介護予防等の取組みを促進します。

第 9 節 その他の医療従事者

（臨床検査技師・視能訓練士・臨床工学技士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・社会福祉士・精神保健福祉士等）

I 現状と課題

高齢化の進展や医療需要の高度化・多様化に伴い、医療サービスの範囲が拡大するとともに、その内容の専門化・細分化が進んでいます。また、医療機関の役割分担が進む中、機能に応じた専門的な医療の提供と切れ目なくサービスが提供されるよう医療機関や職種間の連携が重要となっています。また、高齢化の進展に伴い、日常的な健康維持や予防活動の重要性が高まっており、これらの活動への医療従事者の専門性を活かした参加が求められています。

このような状況に対応し、医療ニーズに応じた在宅を含む質の高い医療を提供するため、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士のほか、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の医療従事者の育成と確保を図る必要があります。

令和 2 年現在の病院に勤務する臨床検査技師数は、353.2 人であり、人口 10 万人当たり、46.3 人となっており、全国の 43.7 人を上回っています。視能訓練士数は、29.9 人であり、人口 10 万人当たり、3.9 人となっており、全国の 3.6 人を上回っています。臨床工学技士数は、130 人であり、人口 10 万人当たり、17 人となっており、全国の 17.9 人を下回っています。

令和 4 年末現在のあん摩マッサージ指圧師数は、412 人であり、人口 10 万人当たり、54.7 人となっており、全国の 97.3 人を下回っています。はり師数は、398 人であり、人口 10 万人当たり、52.9 人となっており、全国の 107.4 人を下回っています。きゅう師数は、392 人であり、人口 10 万人当たり、52.1 人となっており、全国の 105.8 人を下回っています。

医療機関相互の役割分担と連携を図る上で、医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士の役割は重要であり、こうした役割を担う人材の資質の向上が求められています。

令和 2 年現在の病院に勤務する社会福祉士数は、91.7 人であり、人口 10 万人当たり、12 人となっており、全国の 11.6 人を上回っています。精神保健福祉士数は、77.3 人であり、人口 10 万人当たり、10.1 人となっており、全国の 7.4 人を上回っています。

第8章 医療人材の確保と資質の向上（第9節 その他の医療従事者）

病院の従事者数

		H28	R2
臨床検査技師数（人）		367.1	353.2
人口10万人当たり臨床検査技師数（人）	福井県	46.9	46.3
	全国	43.4	43.7
視能訓練士数（人）		27.9	29.9
人口10万人当たり視能訓練士数（人）	福井県	3.6	3.9
	全国	3.3	3.6
臨床工学技士数（人）		114	130
人口10万人当たり臨床工学技士数（人）	福井県	14.6	17
	全国	16.1	17.9
社会福祉士数（人）		87.6	91.7
人口10万人当たり社会福祉士数（人）	福井県	11.2	12
	全国	8.6	11.6
精神保健福祉士数（人）		67.5	77.3
人口10万人当たり精神保健福祉士数（人）	福井県	8.6	10.1
	全国	7.5	7.4

（※人数は常勤換算の数）

（平成28年：病院報告、令和2年：医療施設静態調査）

医療従事者数の推移

		H28	H30	R2	R4
あん摩マッサージ師数（人）		430	430	418	412
人口10万人当たり あん摩マッサージ師数（人）	福井県	55.0	55.6	54.5	54.7
	全国	91.6	94.0	93.6	97.3
はり師数（人）		352	363	379	398
人口10万人当たり はり師数（人）	福井県	45.0	46.9	49.4	52.9
	全国	91.4	96.3	100.5	107.4
きゅう師数（人）		346	353	371	392
人口10万人当たり きゅう師数（人）	福井県	44.2	45.6	48.4	52.1
	全国	89.8	94.7	99.1	105.8

（厚生労働省「衛生行政報告例」）

病院の従事者数

		H28	R2
社会福祉士数（人）		87.6	91.7
人口10万人当たり社会福祉士数（人）	福井県	11.2	12
	全国	8.6	11.6
精神保健福祉士数（人）		67.5	77.3
人口10万人当たり精神保健福祉士数（人）	福井県	8.6	10.1
	全国	7.5	7.4

（※人数は常勤換算の数）

（平成28年：病院報告、令和2年：医療施設静態調査）

Ⅱ 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 医療現場の実態やニーズに応じた医療従事者の確保
- 各医療従事者の資質の向上

【施策の内容】

- 1 **医療現場の実態やニーズに応じた医療従事者の確保**〔県、関係団体〕
業務内容や受験情報等を広く県民に提供し、医療現場の実態やニーズに合わせて、必要な医療従事者の確保に努めます。
- 2 **各医療従事者の資質の向上**〔県、関係団体〕
医療機関や職種間が連携、役割分担し、患者に切れ目のない適切な医療が提供されるよう、また、日常的な健康維持や予防活動、医療ニーズに応じた効率的で質の高い医療等を提供できるよう、関係団体と協力し、医療従事者の資質向上を図ります。

第10節 介護サービス従事者

I 現状と課題

2022年10月現在の県内の高齢者は約23万2千人、要介護認定者は2016年以降、約4万人となっており、今後も高齢者数や要介護認定者数は増加し、高齢者数は団塊の世代が後期高齢者になる2025年頃に最大になり、要介護認定者数は2040年頃にピークを迎えると予測されています。

2022年10月現在の本県の介護サービス従事者数は16,568人で、うち介護職員数は11,747人¹となっていますが、2025年頃には約1万3千人の介護職員が必要になると予測しています²。

今後の介護需要に応えるためには、中長期的な視点から、将来の介護人材として期待される学生のほか、新卒者、元気な高齢者、外国人など、幅広い人材に対するアプローチが必要です。加えて、業務分担の明確化等により、介護職員の専門性を発揮しやすい職場環境の整備や、賃金改善等を通じた介護職員の社会的地位の向上に向けた取り組みが求められています。

II 今後の目指すべき方向

施策の基本的方向

- 介護人材の勤務環境改善
- 介護業界の魅力発信の強化
- 元気な高齢者・外国人材等、多様な人材の活躍を推進

【施策の内容】

1 介護人材の勤務環境改善〔県、関係団体〕

介護サービス従事者の処遇改善を促進するため、介護事業所に対し、セミナーの開催や、社会保険労務士等の専門家の派遣により、介護報酬における処遇改善加算の取得を促し、支援します。また、介護事業所の管理者等を対象にマネジメントセミナーを開催し、介護サービス事業者に対するキャリアアップ制度や人事評価制度の定着支援を行います。

1 令和4年度福井県介護従事者実態調査

2 第8期福井県高齢者福祉計画・福井県介護保険事業支援計画

また、新たに、介護現場の生産性向上を図るため、研修や専門家の派遣、相談対応ができるワンストップ窓口を設置し、介護ロボットやICTの導入促進を支援するなど、介護職員のさらなる負担軽減や業務効率化を図ります。

2 介護業界の魅力発信の強化〔県、関係団体〕

介護の仕事に対する理解促進や就業意欲の喚起を目的として、小中学生を対象に、親子で参加できる職場体験や介護職員による学校訪問を行うほか、高校等に対しては、介護のやりがいを伝える動画の配布や、進路指導の担当教員に介護の仕事を正しく理解してもらうための研修など、「介護のやりがい」について、若年層に向けた積極的な情報発信を行います。また、選択的週休3日制度など多様な働き方の導入を拡げ、働きやすく、魅力的な介護の職場づくりを推進します。

3 元気な高齢者・外国人材等、多様な人材の活躍を推進〔県、関係団体〕

介護事業所において補助的業務を行う「ちょこっと就労」をさらに促進し、元気な高齢者を中心とした様々な世代による介護人材を確保するほか、海外の教育機関等と連携した外国人介護人材の受け入れの継続など、世代や国籍を問わず、多様な人材が活躍できる体制を整えます。